

# 1 基本計画の策定について

本市では、公共施設の現状把握と課題を整理し、公共施設のあり方を考えていくための基礎資料として、平成 25 年 8 月に「明石市公共施設白書」を作成しましたが、公共施設配置適正化を推進するため、その基本的方針となるのが「明石市公共施設配置適正化基本計画」です。

## (1) 計画の位置づけ

本計画は、最上位計画である「明石市第 5 次長期総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「明石市財政健全化推進計画」と連動し、今後の公共施設配置適正化に関する基本的な取り組みの方針を示すものです。

また、本計画は、国（総務省）からすべての自治体に策定要請のなされた「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。

## (2) 計画の対象

市が保有する動産及び不動産は、公有財産と呼ばれます。本計画では、公有財産のうち、「明石市公共施設白書」の対象施設である庁舎や学校等の「施設（ハコモノ）」に、道路や上下水道管等の「インフラ」を加えたものを「公共施設」と総称し、計画の対象とします。

## (3) 計画期間

本計画の期間は、10 年間（平成 27 年度～平成 36 年度）とします。

公共施設配置適正化は、中長期的な取り組みが必要であることから、施設総量に関する数値目標の期間は 40 年間及び 20 年間で計画しています。ただし、少子高齢化等の社会情勢の変化、歳入の伸び悩みや扶助費等の増加による財政収支の見込み、施設の維持管理にかかる技術革新、国や県、他自治体との連携度合いなどにより、弾力的に基本方針や取組手法、数値目標を見直すことも必要になると考えられます。

そこで、10 年を 1 期とし、数値目標に定める 40 年間及び 20 年間に向けて、検証・見直しを行いながら、継続した取り組みを進めていきます。

各施設の具体的な手法やスケジュールについては、本計画期間内において、別途「公共施設配置適正化実行計画」（※P3 参照）を策定し、着実に推進していきます。

計画期間	10 年間（平成 27(2015)年度～平成 36(2024)年度
------	-----------------------------------

## (4) 実行計画の策定

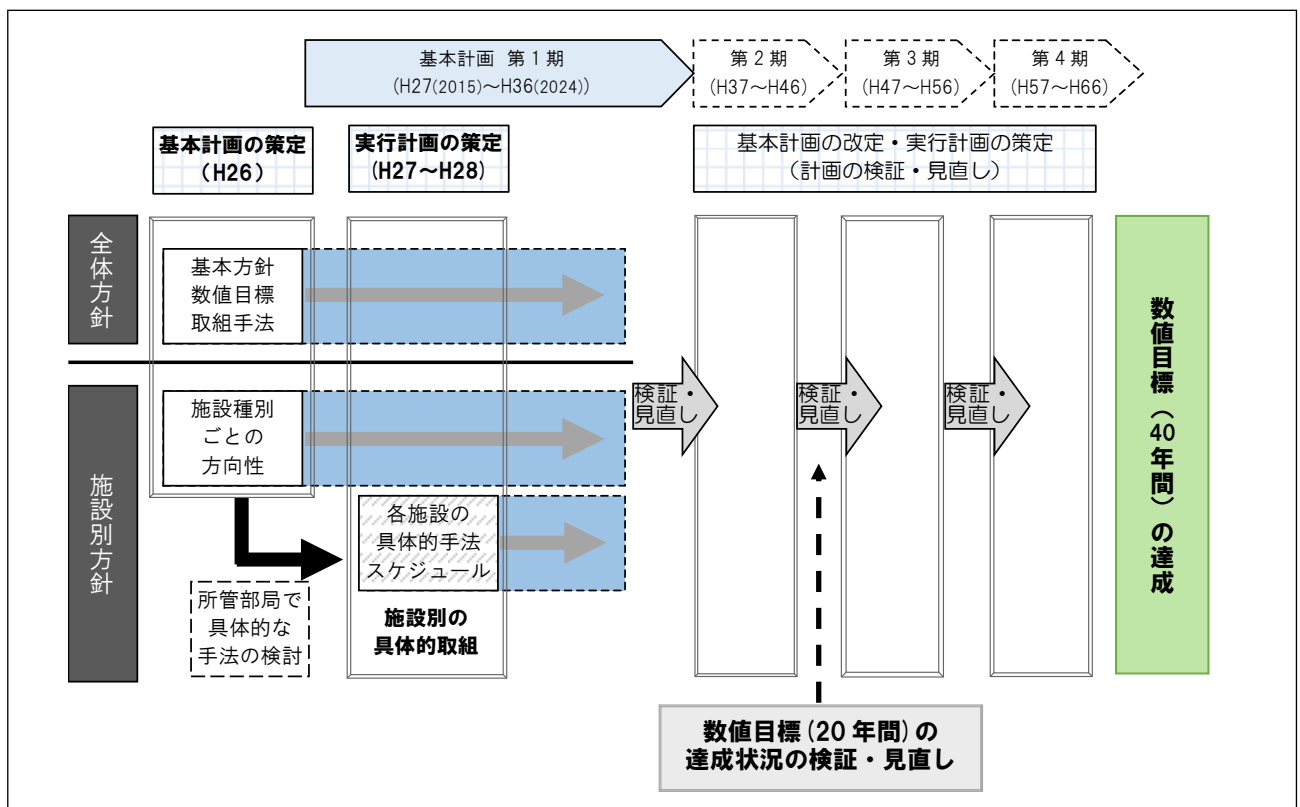
本計画に定める公共施設配置適正化の基本方針や数値目標、施設種別ごとの方向性に基づき、基本計画期間内の各施設の具体的な取組手法やスケジュールを示す「**明石市公共施設配置適正化実行計画**」を、平成27年度・28年度の2か年で策定します。実行計画は、基本計画と同様に10年を1期として、各期ごとに策定していきます。

実行計画の推進においては、基本計画で設定する数値目標の達成に向けて、基本計画期間内（10年）に施設総量をどれだけ縮減するのかを具体的に示す中で、各公共施設の配置適正化に取り組みます。

## (5) 取り組みの流れ

今後の推進の流れと大まかなスケジュールを以下に示します。

### 【公共施設配置適正化計画の推進の流れ】



### 【スケジュール】

時期	内容
平成26年度	公共施設配置適正化基本計画の策定
平成27年度～28年度	公共施設配置適正化手法の検討 公共施設配置適正化実行計画の策定 ※すでに、あり方について検討が進んでいる施設は、先行して公共施設配置適正化に取り組みます。
平成29年度～	公共施設配置適正化実行計画に基づき、個別施設の見直しに着手